

離婚事件の弁護士費用

離婚事件に関する当事務所の弁護士費用は、以下のとおりとなっています。

相談料	30分あたり5,000円。
-----	---------------

離婚調停事件

着手金	400,000円～
報酬金	400,000円～

離婚調停事件において、慰謝料、財産分与などの財産給付を伴うとき

財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、民事事件一般の報酬基準により算定された報酬金の額が加算されます。

離婚訴訟事件

着手金	500,000円～ ※離婚調停事件から離婚訴訟に移行する場合には、 200,000円とします。
報酬金	500,000円～

離婚訴訟事件において、慰謝料、財産分与などの財産給付を伴うとき

財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、民事事件一般の報酬基準により算定された報酬金の額が加算されます。

※掲載費用は全て税別になります。